

様式第2号（第8条関係）

会 議 録

- 1 会議の名称 平成31年 第3回川根本町教育委員会
- 2 会議日時 平成31年3月28日（木） 午後3時30分 から
午後3時45分 まで
- 3 開催場所 川根本町山村開発センター 2階 小会議室
- 4 出席した者の氏名
 - (1) 委員 教育委員 鳥居 進、太田たみ子、森下洋一
教育長 大橋慶士
 - (2) 執行機関 (事務局) 教育総務課長 森下育昭
教育総務課管理主事 宮島明利
教育総務課指導主事 和田美代史
 - (3) その他 なし
- 5 議 題
議案第8号 平成31年度要保護・準要保護児童生徒の認定について
- 6 会議資料の名称 議案第8号

7 発言の内容

教育長 ただ今の出席者は4名で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、教育長及び在任委員の過半数を満たしており、定足数に達しています。よって、平成31年 第3回 川根本町教育委員会は成立しましたので、開会します。

これより会議を開きます。議事日程はお手元に配布のとおりです。
会議の公開及び会議録の公表について発言します。

お諮りします。本教育委員会議における、議案第8号 平成31年度要保護・準要保護児童生徒の認定については、個人のプライバシーに関する案件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、非公開としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

教育長 それでは、議案第 8 号 平成 31 年度要保護・準要保護児童生徒の認定について は本日の出席者の 3 分の 2 以上の同意を得ましたので、非公開といたします。なお、会議録等につきましても、非公開とすることで、ご承知願います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、議事に入ります。
最初に、議案第 8 号 「平成 30 年度要保護・準要保護児童生徒の認定について」、を議題とします。朗読を省略して、事務局から説明を求めます。

事務局 それでは、議案第 8 号 「平成 31 年度要保護・準要保護児童生徒の認定について」、提案理由をご説明いたします。

町は、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、必要な援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施に資することを目的に「川根本町要保護及び準要保護児童生徒認定要綱」を定め、就学に必要な措置を講じています。

今回、要綱第 4 条の規定により、平成 31 年度の準要保護児童生徒の認定審査をお願いするものです。なお、要保護児童生徒の認定は、該当ありません。審査対象は、4 家庭で 6 人の児童生徒の保護者です。

詳細は、お手元の資料をご覧ください。(内容は非公開)

以上で説明を終わります。

教育長 説明が終わりました。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案に対する意見はありませんか。

(「意見なし」の声あり)

教育長 意見なしと認めます。よって議案第 8 号 「平成 31 年度要保護・準要保護児童生徒の認定について」は、準要保護児童生徒を、原案のとおり認定します。」

教育長 本日の日程は、終了しました。以上をもちまして、平成 31 年第 3 回川
根本町教育委員会を閉会します。

上記に相違ないことを確認する。

教育長 大 橋 慶 士